令和7年度　財政健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した

財政健全化判断比率について、次のとおり公表します。

健全化判断比率	南山城村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	ー	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	ー	20.0%	30.0%
実質公債費比率	9.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	ー	350.0%	

※　健全化判断比率の「ー」は、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないことを表示しています。

	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業会計	ー	20.0%

※　資金不足比率の「ー」は、資金不足額がないことを表示しています。

早期健全化基準

比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上となった場合、村は「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力を行い、財政健全化を行う必要があります。

財政再生基準

比率のうち、いずれかが財政再生基準以上となった場合、村は「財政再生計画」を策定し、国等の関与のもと、財政再生を行う必要があります。

本村は、いずれの比率も早期健全化基準未満となり、健全段階であります。

各比率の説明

区分	説明
実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。 すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。 借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。 地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。 ※　標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ）。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。
資金不足比率	当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。